

法科大学院教育の到達目標についての提言

2008年9月3日
日本弁護士連合会

法科大学院は法曹養成に特化した教育を行う専門職大学院であるから、法科大学院教育のあり方を検討するにあたっては、法律実務ないし法律実務家にとって何が重要であり何が必要なのかという観点に立つことが求められる。

当連合会は、このような観点に立って法科大学院教育の到達目標について下記のとおり提言する。

記

- 1 法科大学院の教育において、法科大学院修了時に学生が最低限修得しておくべき共通の到達目標（以下、単に「到達目標」という。）を示していくことが必要である。
- 2 到達目標は、最低限の水準を示すものであるから、当然のことながら、個々の法科大学院において、この水準を超えた指導がなされ、また修得することが期待されている。その意味では、法科大学院における模範的あるいは標準的な到達目標を示すものではない。
また、到達目標は、教育の結果を問題にするものであり、その達成過程を問題とするものではない。したがって、カリキュラム編成や個々の授業内容・具体的な授業の実施方法等は、各法科大学院及び個々の教員の裁量（創意工夫）に委ねられる。
- 3 到達目標は、まず法律基本科目において修得すべき知識及び能力を対象とし、加えて実務基礎科目において修得すべき知識及び能力についても対象とする。

このうち知識については、単に記憶するだけでなく、問題解決に利用できるものとして修得することが必要である。

法曹養成に特化した専門職大学院である法科大学院においては、幅広い分野で活躍する法曹に共通して求められる法的問題解決能力を修得させるべきであり、法的な知識の修得はそのごく一部を占めるにすぎない。そこで、法曹に

なろうとする者全てが修得しているべき最低限の到達度のうち，まず知識についての最低限の範囲を確定することによって，各法科大学院が法的問題解決能力の修得に力を注げる体制を整え，学生が知識偏重に陥る弊害を予防することができる。

4 法律実務家にとって法的知識は文献等に当たって補充するものであるから，到達目標においては，隨時補充が可能であることを前提とした基本的知識の範囲を示すことになる。もっとも，法科大学院修了生は，司法試験合格を前提としたうえで，司法修習を経れば法曹として活動することができる者であるから，司法修習を効果的に履修するために必要な知識は，当然に到達目標に含まれることになる。

5 到達目標における具体的な法的知識の重要度は，法律実務からみた基準によって決定し，法学研究上の重要度によって決定するものではない。法科大学院が法律実務家の養成を目的とするものである以上は当然である。

したがって，具体的な到達目標の作成は，理論と実務の架橋を確実に実現するために，実務家，とりわけその大多数を占める弁護士と，研究者との緊密な協力の下に行われる必要がある。

また，到達目標の検討は，広く国民に開かれたものとして進められるべきである。

当連合会は，以上の趣旨を踏まえて，到達目標の具体化に向けて鋭意検討を進めていく所存である。

以上